

## ひとり親世帯等の該当世帯調書

保育所名	利用児童名	
	利用児童名	
	利用児童名	

次のどちらかに✓をつけてください。

ひとり親世帯等に該当する（下記の①～⑦に該当する方がいる場合）

ひとり親世帯等に該当しない（下記の①～⑦に該当する方がいない場合）

**「ひとり親世帯等」とは、利用児童を含む世帯員のうち、次のいずれかに該当する方がいる世帯のことです。**

- ① 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない方で、現に児童を扶養している方
- ③ 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方（障がい者または障がい児であつて、施設などに入所・入院していない方（以下「在宅障がい者」という。）に限る。）
- ④ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている方（在宅障がい者に限る。）
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（在宅障がい者に限る。）
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障がい者に限る。）
- ⑦ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方（在宅障がい者に限る。）

**ひとり親世帯等に該当する場合は、該当者の氏名および該当番号をご記入の上、次の必要書類を添付してください。**

該当世帯員の氏名 (利用児童も含む)	該当番号 (複数記入可)	該当世帯員の氏名 (利用児童も含む)	該当番号 (複数記入可)

- 上記②に該当する方がいる場合で、児童扶養手当の認定を受けていない世帯・・・戸籍謄本（未婚、離婚日及び親権者のわかるもの）
- 上記②に該当する方がいる場合で、遺族年金を受給している世帯・・・遺族年金の証書または振込通知書等の写し
- 上記⑦に該当する方がいる世帯・・・障害基礎年金の証書または振込通知書などの写し
- 上記の①、②（児童扶養手当の認定を受けている世帯（全額支給停止者も含む））、③、④、⑤及び⑥に該当する方がいる世帯・・・添付書類なし

※ この調書は、保育料（利用者負担額）の算定に必要なものです。これ以外の目的には使用しません。